

## 中国における外国人就業許可制度の改定

担当：平出

中国経済の発展に伴い、中国で就労する外国人の数も増加しています。また中国国家としてはよりハイレベルの外国人人材の中国での就業を奨励する一方で、中国籍若年層の就業機会を確保するために、一般レベルの外国人人材の就業については一定の基準のもと許可または制限をする必要が生じていることも事実です。また現在の外国人の中国での就業許可手続きは地域によって異なる書類・異なる手続きが要請されており、管理・手続きが煩雑になり事務コストもかさむ結果になっています。

これらを改善するために、国務院審改弁は『中国における外国人就労許可事項に関する整合意見の書簡』（審改弁函【2015】95号）を昨年末に公布し、今年9月27日には、国家外国專家局が『中国における外国人就労許可制度の試行実施方案公布に関する通知』（外專発【2016】151号）を公布しており、新しい制度に基づく手続きを10月から来年の3月までの間、北京市・天津市・上海市・河北省・安徽省・三東省・広東省・四川省・雲南省・寧夏回族自治区を「試行地区」に指定して試験的に導入を開始しています。2017年4月からは中国全国で新制度が導入される予定です。

この通知は、中国における外国人の就業に関する管理強化、許可手続きの事務効率の向上等を目的として、大きく下記の3つの点を規定しています。

### ■ 「外国人入国就業許可」（就業証）と「外国人専門家中国就労許可」（專家証）の二証統一

これまで外国人が中国で就労の許可を取得するにあっては、「外国人就業許可証（事前許可書類）」と「外国人就業証（手帳形式のもの）」か、または「外国専門家中国就労許可証（事前許可書類）」と「外国専門家証」を取得する必要がありました。

日本から派遣されて中国の子会社や駐在員事務所に駐在する場合、多くの場合には前者の「外国人就業許可証」と「外国人就業証」を取得されているケースが多く、学術専門家など特殊なステータスでの就業、または地域によっては60歳を超えて中国で就労する場合に「就業証」は取得できなくても、専門能力を有することを要件に「外国専門家中国就労許可証」「外国専門家

証」での取得が可能とされる場合には後者を取得されています。

今回の制度改定により「外国人就業許可証」と「外国専門家中国就労許可証」は、「**外国人就労許可通知（外国人工作許可通知）**」に統合され、これまで紙で発行されていたものが電子化されて、オンラインで印刷できるものに変更されます。

また手帳形式の「外国人就業証」と「外国専門家証」は同じ手帳形式の「**外国人就労許可証（外国人工作許可証）**」に統合されます。またこの許可証には一人にひとつの番号が使用され、その番号がその人の終身管理番号として永久登録されます（例：2 回目の中国赴任となる場合でも初回に取得した管理番号が使用されます）。

なお、旧制度下ですでに取得している「外国人就業証」と「外国専門家証」はその有効期限内は引き続き有効とされます。

#### ■ 外国人人材の A・B・C 分類管理

新しい就業許可制度では、国家の人材主管部門が認定する国内人材誘致計画に合致する人材・国際公認の専門業績認定基準を満たす人材、市場ニーズに符合する奨励類職位に必要な人材、革新創業人材・優秀な青年人材は、国家が直接「A 類【高級人材】」資格を付与する他、教育レベル・中国語語学レベル・職歴・中国での勤務経験・年収・年齢などによるポイント評価性を採用して、中国に就労する外国人を今後は「A 類【高級人材】（85 ポイント以上）・B 類【専門人材】（60 ポイント以上）・C 類【普通人員】」の 3 種類に区分して、A 類人材は「奨励」、B 類人材は「管理・抑制」、C 類人員は「制限」する方向で管理することになります。

A 類人材については就労許可の年齢の制限を撤廃していますので、60 歳を過ぎても「外国人就労許可証（外国人工作許可証）」が可能ということになります。

なお、2016 年 11 月現在では、従来就業証の期間延長申請をした場合は、暫定措置として「C 類」としての「外国人就労許可証（外国人工作許可証）」が発行されます。

〈参考〉ポイント計算項目と基準・ポイント数

- ・ 中国国内雇用組織が支給する年収 0～20 ポイント（年間 45 万元以上：20）
- ・ 学歴等 最高 20 ポイント（博士 20・修士 15・学士 10）
- ・ 関連勤務の職歴 0～15 ポイント（2 年未満 0・2 年：5）
- ・ 毎年の勤務期間 0～15（9 ヶ月以上：15）
- ・ 中国語レベル 最高 10 ポイント（大学等での中国語専攻または HSK5 級以上 10）
- ・ 年齢 0～15（26 歳～45 歳：15、56 歳～60 歳：5、60 歳超：0、その他：10）
- ・ 世界 100 強大学卒・世界 500 強企業就業経験： 加算ポイント 5

- ・ 赴任地域が中国西部・中部の特定地域・東北の特定地域： 加算ポイント 10
- ・ 省クラスの管理部門が地域経済・社会発展に必要とする特殊人材： 0～10

#### ■ 申請手続き・提出資料の簡素化

新制度下では、「外国人中国就労管理サービスシステム」による窓口処理の一本化やネットによる予備審査申請資料の提出や一部オンラインによる手続き等を導入しています。また申請書類も簡素化・統合が図られています。

A 類人材については、取得時に提出が求められている「無犯罪証明」は本人確認（承諾）のみでよくなり、また「外国人就労許可証書」発行までの審査期間も短縮されます。

#### ■ まとめ

今後新たに中国に派遣させる駐在員については、その者が点数評価基準によりどの分類の人材・人員に該当するのかを事前に確認したうえで人事発令を行う必要があります。

就労条件を満たしていない人員、点数評価基準で 60 点未満の人員については、就労許可取得に困難をきたす可能性もあるので注意が必要です。

また一人につき 1 つの終身管理番号が付与されることから、その管理番号で外国人個人の就労状況を終身管理することができるようになりますので、外国人としての就労に関する法律・規定を遵守するよう改めて心がけたほうがよいと思われます。

今後は外国人としての社会保険の納付状況や、個人所得税の納税状況その他の情報をこの終身管理番号にリンクさせることも可能になりますので注意が必要です。

以上